

平成20年度 予算編成方針

第1 基本方針

本町では、過去の大型事業により大量に発行した町債や地方交付税の振替財源である臨時財政対策債による多額な起債償還に加え、下水道事業や簡易水道事業など他会計への繰出金及び苫前厚生病院に対する移転新築補助費の債務負担額や赤字補てんなどの経常的な歳出が増大傾向にあるのに対し、歳入面では国からの地方交付税や臨時財政対策債の度重なる削減などにより、毎年、基金を取り崩して財源不足を補てんしている状況である。

こうしたなか、平成18年度決算において、公債費による財政負担の程度を示す「実質公債費比率」が25.5%となり、起債の制限ラインである25%を上回ったことから、一部の起債借入が認められなくなったところである。

また、本年6月22日には「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、健全化判断比率として4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が示されたことにより、本町が「早期健全化団体」の指定を受けることが懸念されている。

更に、先に示された平成20年度予算の国の概算要求基準においても、地方交付税はマイナスの伸びとなっていることなどを勘案すると、本町の財政運営は本年度以上に厳しくなることが確実な情勢である。

こうした現状を踏まえ、平成20年度の予算編成に当たっては、「予算の枠配分方式」の継続実施により、徹底した経費の削減とゼロからの施策の見直しを基本として、職員一人ひとりが経営感覚とコスト意識を持ち、町財政の健全化をこれまで以上に推し進めるものである。

第2 予算編成要領

1 基本的事項

- (1) 事務事業の計画的な執行を図るため、当初予算を重点に年間予算を編成する。

- (2) 予算編成については、これまでどおり経常的経費と政策的経費に分け、次のとおり行う。

ア 経常的経費

「枠配分方式」とし、各課ごとに一般財源をベースとして平成19年度予算計上額（肉付け後）の95%相当額を予算配分枠として設定。

ただし、昨今の原油価格上昇による油類販売価格の高騰による影響を考慮し、燃料費相当額については、平成19年度予算額に燃料単価値上げ分として10%を加味した額の95%を配分枠とする。

※別紙～経常的経費一般財源枠配分表のとおり

各課等においては、配分された予算枠と、それぞれで歳入する特定財源の合算額を課の予算総額とし、この範囲の中で歳出予算の積み上げを行うこと。

イ 政策的経費

投資的経費や臨時的経費及び一部特殊な経常的経費については、見込める財源の範囲内で予算査定を行っていくので、必要に応じて別に示す様式により、各担当課ごとに優先順位を付して提出すること。

なお、判断がつかないものについては、事前に総務財政課財政係と協議すること。

- (3) 従来から継続する事務・事業については、行政としての責任範囲を再度見直し、ゼロベースの観点から内容及び費用対効果を徹底的に見直すとともに、類似事業の更なる統合及び事業の廃止・縮小に鋭意取り組むこと。

なお、各課等の判断により事務事業を廃止する場合には、事前に町長または副町長と協議すること。

- (4) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度への負担などを十分検討の上、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処すること。

また、事業の内容及び性格によっては、事業の終期を設定すること。

- (5) 議決機関・監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨等を十分検討の上、予算への適切な反映と速やかな改善に努めること。

2 予算要求基準

(1) 歳入に関する事項

国・道の施策や制度改正などに十分留意のうえ、歳入確保に向けて最大限取り組むこと。

ア 町 税

国の税制改正や地域経済動向などを勘案のうえ積算し、税負担の公平を期するよう課税客体的な補正に努めるとともに、督促指導や滞納処分の強化などを図り、確実な見込額を計上すること。

イ 分担金及び負担金並びに使用料及び手数料

適正な受益者負担や住民負担の確保に留意し、的確な収入見込額の算出に努めること。

ウ 国・道支出金

国・道の動向に十分留意のうえ、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行い、財源の確保に努めるとともに、超過負担の解消策について抜本的な検討を行うこと。

エ 財産収入、諸収入

財産収入については、経済情勢などの動向を考慮しながら、効率的かつ積極的な貸付に努めるとともに、未収金の生ずることのないよう十分注意すること。

また、諸収入については、それぞれ前年度の実績や国・道の動向などを勘案して、的確に積算するとともに、増収策についても検討すること。

オ 町 債

町債の発行に当たっては、後年度の財政負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業についてのみ認めるとともに、過疎債など後年度に交付税措置のある有利な起債を優先すること。

(2) 歳出に関する事項

予算の積算に当たっては、事務・事業の取捨選択により、割り当てられた財源枠の中において、必要最小限の経費で最大の効果を発揮するよう創意工夫し、徹底した経費の節減・合理化に努めること。

ア 人件費

各種委員などの報酬は、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要

性などを検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

イ 物件費、維持補修費、その他の一般管理費

①賃 金

臨時職員賃金について、補助事業等により総務費（一般管理費）以外で予算要求する場合は、必ず総務係と事前協議すること。

また、各種作業員単価については、「平成19年度労務作業員雇用賃金表」に基づくこと。

なお、臨時職員の賃金は政策的経費とする。

②旅 費

出張の目的、効果、緊急性、日程等について十分検討し、慣例にとられないことなく、必要最小限なものに限定すること。

③需用費、備品購入費等

以下の費目について、創意工夫により一層の節減に努めること。

なお、補助事業に係る需用費については、特に認められたもの以外、全て経理契約係において管理する。

(ア) 燃料費は、原油価格高騰による油類販売価格の値上がりを考慮し、各担当課において節減に最大限努力すること。

(イ) 修繕料については、真に緊急性及び必要性が高いものから順次実施するなど計画的な対応を図ること。

(ウ) 使用料及び賃借料は、補助事業などによる対応を優先すること。

また、デジタル複合機について、安易な印刷は控えることはもちろん、モノクロ印刷やNアップ印刷などによる使用料の抑制に努めるとともに、単価の安い電子複写機を効果的に利用し、経費節減に鋭意取り組むこと。

《参考》

◇デジタル複合機と電子複写機使用料単価比較（税抜き）

	デジタル複合機使用料	電子複写機(2Fコピー)	差額
黒単色	5.80 円/枚	1.26 円/枚	4.54 円/枚
カラープリント	27.00 円/枚	— 円/枚	— 円/枚
カラーコピー	35.00 円/枚	— 円/枚	— 円/枚

(I) 備品購入については、必要性、財源措置の状況などを勘案し、総務財政課が特に認めた場合以外は不可とする。

※『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を発揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

④委託料

業務委託については、職員自らが能力を発揮すべき業務について、可能な限り直営で対応すること。

ウ 補助費等

行政としての責任範囲、経費負担の在り方などを熟考のうえ、ゼロベースからの見直しを行い、各担当係において関係団体との協議及び関係資料の分析を十分に実施し、経費削減に努力すること。

① 補助金については、次の基準により見直しを行った上で算出することとし、これに依り難い場合には、必ず個別にその理由を整理しておくこと。

【補助金見直し基準】

◇ 運営補助金については、補助対象経費の1/2以内とする。

また、未だ会費を徴収していない団体に対するものは廃止するとともに、繰越金や積立金などがある場合、その運営実態を十分精査した上で、必ず見直しを行うこと。

◇ 事業費補助(臨時的経費補助)については、定率補助を原則とし、補助率は次のとおりとする。

- ・ 共同事業の場合、事業費の15%以内とする。
- ・ 最終的に個人の財産や経営費に吸収されることが見込まれる事業の場合、事業費の10%以内とする。
- ・ 過疎債の充当がある場合は、上記に依らず事業主負担額の1/2以内とする。

継続の運営費補助事業については、平成18年度の事業実績及び収支決算書の写しを必ず提出すること。

② 会議負担金については必要最低限のものとし、懇親会経費の負担金に

ついては一切認めない。

エ 投資的経費

現下の厳しい財政状況を踏まえ、必要性及び事業効果(緊急性、後年度の維持管理を含めた財政負担など)を十分検討したうえで事業選択を行うとともに、投資の適正化・効率化を図ること。

オ その他

- ① 庁用物品などで共通しているものについては、別紙「予算単価表」によること。
- ② 債務負担行為の設定に当たっては、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因ともなるので、施策上、真に必要と認めたものに限る措置すること。
- ③ 車検に要する諸経費(自賠責保険料、重量税含む)については、政策的経費として優先順位を付さないで予算要求すること。

3 特別会計に関する事項

特別会計については、独立採算の原則を念頭に、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、厳しい町財政を熟考のうえ、経営改善に向けた抜本的な方策を検討し、事業運営の一層の効率化と見直しなどにより、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ること。

特に公営企業会計においては、普及率の向上など積極的な歳入確保に努めるとともに、中・長期的な財政見通しの適宜見直しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。